

会報  
わかやま



「串本海域公園のサンゴ」





# 土地家屋調査士倫理綱領

## 1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。

## 2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。

## 3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真撮影

池 田 活 吉 会 員  
(新宮支部)

# CONTENTS

ごあいさつ			
和歌山県土地家屋調査士会	会長	杉本哲也	… 1
和歌山地方法務局	局長	岩渕英喜	… 4
(社)和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長	寺下能明	… 6
ADR 境界問題センター	センター長	片岡聖佳	… 7
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	会長	中本信行	… 8
情報の広場			
紛争解決の調停をする民間型システム		片岡聖佳	… 9
「地籍問題研究会」 平成 23 年度第 1 回研究会」の報告		檀浦 武	… 10
適正申告への協力方をお願い			… 14
事務所訪問記			
肥田昭宏事務所		山田隆章	… 15
投 稿			
相続登記について私は思う	御坊支部	中島留吉	… 16
世界最北限サンゴ群生地をお手軽に 見ることができるツアー	新宮支部	池田活吉	… 18
土地家屋調査士の将来	和歌山支部	知念章雄	… 20
研修会について	和歌山支部	畷村拓滋	… 21
旅先での遭遇	和歌山支部	山村定司	… 22
台風 12 号被害についての報告	新宮支部	本館尚志	… 23
写真の広場			
岡田 治 誌上写真展			… 31
特集 和調スポーツ広場			
近畿ブロックソフトボール特集			… 33
和歌浦ベイマラソン with ジャズ			… 36
近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会			… 39
報 告			
政治連盟平成 23 年定時大会			… 40
調査士協会第 26 回通常総会			… 40
調査士会平成 23 年定時総会			… 40
表 彰			… 41
筆界鑑定委員研修会			… 42
役員研修会			… 45
台風 12 号の被災地域へ救援物資を届ける			… 46
オンライン申請研修会			… 47
不動産表示登記事務取扱基準説明会			… 49
境界問題センターわかやま・ 法務局筆界特定室共同広報活動報告			… 50
支部だより			
岩出支部親睦旅行	岩出支部	阪田英司	… 51
台風 12 号被害に係る「法務局特設相談所」	田辺支部	川口周作	… 53
和歌山支部親睦旅行	和歌山支部	三宅正廣	… 54
義捐金の報告			… 55
事務局だより			… 55
新入会員紹介			… 56
広 告			

会報

わかやま

2012  
Vol.68



## ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士会

会長 杉本 哲也

新年おめでとうございます。よき新春をお迎えのことと、お喜び申し上げます。

まず初めに東日本大震災、台風 12 号による被害者の方に対する義援金にご協力頂きまして大変ありがとうございました。心からお礼申し上げます。  
明日は我が身と考え、これからも支援活動を実施したいと考えていますのでよろしくお願い致します。

早いもので会長に承認され気がつけば7ヶ月が過ぎ、その間、和歌山会が担当してる近畿ブロック研修部においては、壇浦副会長のお世話で今年1月に開催される近畿ブロック新人研修会、近畿ブロック研修部主催「土地境界紛争の解決【筆界特定と調査士会ADRとの連携】」の研修会の準備に尽力頂いております。

和歌山会におきましても、副会長をはじめ、理事の方、委員会のメンバー、会員の方には研修会、会務、行事等にご協力頂き大変お世話になりました。  
引き続き今年もよろしくお願いいたします。

この場をお借りして総会に於いて申しました所信表明の経過報告を致します。

1. 会務情報の公開に関しまして現在ホームページの修正を行っているところでございますそのなかで、会長のページを新たに作ることでなっておりますので今しばらくお待ちください。
2. 会費の見直しについては、現時点では具体的な検討はまだ行っておりません。  
ただし諸規則の見直しと関連していますので、諸規則の見直し後に検討していきます。
3. 諸規則の見直しとして今検討していることは、部会、委員会についてインターネットを利用して開催する方法と、業務処理費について財務部と業務部で検討しております。
4. 大規模災害時の会としての対応の検討。  
今年の1月に近畿ブロックとして阪神淡路町づくり機構開催のシンポジウムを和歌山に於いて開催します。  
また昨年度は、土地家屋調査士会単独で災害時における協定を和歌山県と締結できるように検討してきましたが、専門士業の幹事会で提案したところ専門士業で協定を締結するとの意見がまとまり現在検討をしております。
5. 広報活動の充実。  
ここ数年間土地家屋調査士にとっては、非常に厳しい状況にあると感じている会員は少な

くないと思います。また公嘱においても同様であり広報活動が必要であると感じ公嘱協会と政治連盟と協力し、県会議員の中村先生と花田先生のお世話により自民党県議団の先生方と勉強会を開催いたしました。

その中で私たち土地家屋調査士の業務の必要性、重要性をご理解頂きこれからも勉強会・意見交換会を定期的実施していきたいと考えています。

また少ない予算ですが地域の行事等に積極的に参加し、少しでも広報できればと考えております。

#### 6. 次期役員候補者の育成。

これはなにも私が次期役員候補者を育てると言うことでなく（そのようなことを私にできるわけがない）、和歌山会の中に於いて疑問なことがあれば気軽に質問したり、他会で行われている研修会、勉強会、意見交換会に、気軽に参加できる環境を作ることが大切だと考えています。

私も先輩の役員の方に無理を言ってあちこちの研修会に参加し交通費も出して頂いたことがあります。その節はお世話になりありがとうございました。

以上が所信表明した事柄の中間報告です。まだまだ足りないところがありますがご容赦ください。

昨年参加した全国会長会議の報告をここで少ししたいと思います。

今年は全国50会中28会が新会長となったと聞きました。近畿ブロックでも半分の3会が新会長です。

フレッシュな雰囲気の中行われた会長会議での内容は、各官公署発注の業務の、落札価格・業務内容の問題と改正取り扱い基準のことが中心となっており、日調連として業務内容が適切かどうかについて調査を進めていくとの回答がされた。取り扱い基準については、改正された内容を支持していくとの報告がなされた。

まだまだ明るい報告はないが、日調連会長の指針として会員個々の事務所経営の安定、会員個々において適正な業務の更なる確立と、それらに伴う適正な報酬の確立を目指し将来に夢のある土地家屋調査士の構築を執行部一丸となって取り組むとのことでした。

皆様方の更なるご協力よろしくお願ひいたします。

今年の研修会は少し参加者が少なかったように感じました。

少しでも会員の皆様のお役に立つことができればと考え、各部の役員はがんばっています。

聞いてみたい講師の先生や、勉強したい事柄があれば気軽に事務局まで連絡ください。

今年も昨年同様よろしくお願ひいたします。



## 新年のごあいさつ

和歌山地方法務局

局長 岩淵 英喜

新年あけましておめでとうございます。

和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様にとって、本年も充実し、実り多い年となりますようお祈り申し上げます。

また、平素は、不動産表示登記を始めとする当局の業務運営に対しまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。おかげさまで、昨年も円滑に業務を運営することができました。

さて、昨年は、3月11日に東日本大震災が発生し、被災地においては約2万人の貴い生命と数多くの財産が奪われるという、未曾有の大災害が起きてしまいました。この甚大な被害から復興を果たすためには、国の総力を上げた取組を数十年にわたり継続する必要があります。9月2日に発足した野田内閣は、東日本大震災からの復旧・復興を内閣が取り組むべき最大かつ最優先の課題として位置付け、7月29日に東日本大震災復興対策本部において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、一つ一つの具体策を着実かつ確実に実行していくこととしています。

法務局としましても、この復興基本方針を踏まえて、被災者からの登記等に関する相談、倒壊又は流失した建物の滅失登記、筆界の確認等の事業を着実に実施していくこととしています。これらの事業は、長期間にわたるものと予想されますが、被災地域の復興にとって極めて重要な事業ですので、被災県の土地家屋調査士会にご協力を得ながら着実に実施していきます。

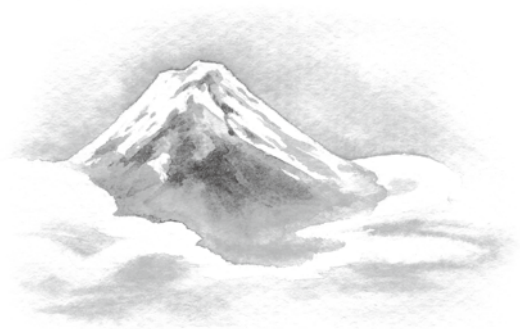
また、昨年は、和歌山県におきましても、9月1日から降り続いた台風12号の豪雨により各地で崖崩れや洪水等が発生し、地域住民の方々が甚大な被害に遭いました。当局では、貴会のご協力を得て、大きな被害を受けた田辺市及び新宮市において登記特設相談所を開設し、建物の倒壊、境界標の流失等に関する登記の相談に応じることができました。改めてご協力に感謝申し上げます。被災地域が完全に復旧するまでにはまだ相当の期間を要するものと思われるので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

ところで、法務局においては、地図情報システムの全国展開が昨年7月に完了したことをもって、全ての登記所において登記情報システム及び地図情報システムによる事務処理を行っています。また、地積測量図等の各種図面登録作業についても大部分の登記所において完了しており、平成24年度中には全て完了する予定となっています。同作業が完了しますと、地図及び各種図面の交換サービス並びに各種図面の証明書のオンライン交付請求サービス及びオンライン提供サービスが可能となります。以上のサービスについては、当局においても、御坊支局を除いて利用可能となっていますが、御坊支局についても本年中に運用を開始する予定です。

以上のように、法務局においては、高度情報化社会に適応した質の高い行政サービスを提供するため、基盤となる各種施策を実施し、その作業も間もなく終わろうとしています。そこで会員の皆様をお願いしたいのは、オンライン申請を始めとする新たなサービスを最大限活用していた

だきたいということです。昨年2月には、新たな登記・供託オンライン申請システムの運用を開始し、利用時間の延長を図るなど、利用者の利便性の向上に資する方策を講じています。また、登記事項証明書のオンライン請求については、登記所窓口において交付することを可能とする不動産登記規則等の一部改正がされ、この場合の手数料が昨年4月1日から550円と定められました。この改正に伴い、オンラインにより請求された登記事項証明書を専用の私書箱等を利用して交付する方式（いわゆる「私書箱方式」）については、窓口交付の一形態として位置付けられることになりました。さらに、本月10日には、供託、成年後見登記及び電子公証手続についてもオンライン申請システムでの運用を開始するなど、今後も利用者の利便性の向上を図っていくこととしています。会員の皆様には、オンライン申請の利用促進について一層のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、土地家屋調査士業務に対する国民の信頼と期待が大きくなる中、皆様が地域社会に貢献されますことをご期待申し上げますとともに、和歌山県土地家屋調査士会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。





## 公嘱協会のこれから 24年新春

(社) 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 寺下能明

新年明けましておめでとうございます。

社員の皆様には、お正月の日々、いかがお過ごしになられたことでしょうか。去年は災害の年と申すべきか、大変な年でありました。和歌山県民としても辛い年でした。今年こそは、平穏無事であることを祈らざるを得ません。

さて、毎度同じ内容ですが、協会活動の伝達の間として、今回も若干お話ししたいと思います。協会の懸案事項としての公益法人改正は、いよいよ本年が正念場を迎えました。既に全国の各協会の中で、内閣府から3協会が公益認定を受けたことはご承知のことでしょう、正に本番の時節を迎えています。わが協会においても、公益認定に向けて着実に具体的手続きを進めておるところです。

ところで、去年も申し上げましたが、公益法人改正に関連して、団体としての一体性・統一性を保持できるかどうか、非常に重要なことと思われまふ。何か抽象論議を振りかざしているように見えますが、卑近なところで申しますと、内部的な成果品の統一的保存の問題が挙げられます。つまり、成果品に関する協会ブランドの確立です。そして、外部に対するアピールが必要となって参ります。調査士としての力量を備えたうえでの社会貢献が問われてくることになります。内部的な統制と改革は、外部活動を推進するために必須の基盤です。この点で、社員の皆様におかれても、己が仕事しか関心を寄せず、報酬の多寡のみに反応するだけでは、今後許されなことを自覚して貰わなければなりません。協会の存立があればこそその報酬であることを、いま一度自覚していただく必要がありまふ。

少し新年に相応しくない話題になりましたが、今年公益法人に脱皮する貴重な年回りです。内外の幾多の課題を抱えながらも、辰年に因んで昇り龍よろしく、一気に飛び越えていきたいものです。







## 今年で5年目！ 境界問題相談センターわかやま

境界問題相談センターわかやま

センター長 片岡 聖佳

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様およびご家族の方には新しい年を迎えられましたこと、お喜び申し上げます。また日頃より当センターの運営に際し、ご協力ご理解を頂いておりますことに、あらためて御礼申し上げます。

さて「境界問題相談センターわかやま」は、平成20年に発足以来、今年で4年目を迎えます。この間、新聞報道などの広報活動を経て、ようやく和歌山県民の方にも知られてきたように感じます。また平成23年からは和歌山地方法務局の筆界特定室との連携を強化する事の合意書を締結するに至りました。

平成21年から行っている「おどるんや紀州よさこいまつり」での広報活動は、平成23年は筆界特定室職員の方達と共同で行い、より県民に近く広報できたのは、大成功であったと思います。

平成23年度の事前相談件数は現在までに10件、また弁護士との本相談は1件、調停件数は0件とまだまだ利用は少ないですが、これは日頃、会員の皆様である土地家屋調査士が現場にて、それこそ「境界問題相談センター」の役目を果たし、境界立会に際し、相隣接する土地所有者や官民境界担当者との間で未然に紛争を防ぐべく、職務としての能力を十分に発揮し、調整・説明・協議をおこなっている成果であると強く感じるところであります。

消防署や警察署が忙しい地区は、治安が悪い証拠だともいいますが、やはり人間同士の争いは無いに越したことがないのも事実です。当センターの利用が少ないほどその地区は優秀な土地家屋調査士がいるという、バロメーターであると信じ、その少ない利用者に、最適な有資格集団のセンターとなるべく、今年も努力する所存でありますので、会員の皆様のあたたかいご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。





## あ い さ つ

和歌山県土地家屋調査士政治連盟

会 長 中 本 信 行

新年あけましておめでとうございます。

寒さの厳しい時節ですが、会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられていることとお喜び申し上げます。

土地家屋調査士政治連盟が設立されてから 10 年が経ちましたが、これまで、役員をされた皆様はじめ、多くの方たちが土地家屋調査士制度の充実発展のために、ご尽力いただき、成果をあげてこられましたことにお礼を申し上げます。

現在の社会状況といえば、政治・経済ともに混迷を深めており、今後どのような形に社会が進んでいくのか予想できないような状態に陥っていると思います。

それは我々土地家屋調査士を取り巻く環境についても言えることで、政治不況、経済不況といわれるなか非常に厳しい状況が続いております。

さらに、昨年は東日本大震災、台風による大規模被害等、今までに経験の無いような惨事が起こった年でもありました。

そうした災害時にこそ、地図というものの重要性を土地家屋調査士なら感じたのではないのでしょうか。

政治連盟といたしましては、全調政連ニュースでも報告いたしました法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第 14 条地図の作成作業の推進と、必要な予算の確保や国土交通省所管の地籍調査事業予算の確保等につきまして、各党の懇談会で要望を提案してまいりました。

地域主権戦略会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対しています。

県内の活動としましては、県会議員の先生方との意見交換会を行い、土地家屋調査士制度及び業務の必要性と重要性についてご理解を頂いたと思います。

今後も全調政連ニュース等で活動報告や情報提供してまいりますので、会員の皆様には、ご理解ご協力よろしくお願い致します。





平成23年6月28日(火)産経新聞 和歌山版  
「暮らしと法律 豆知識」欄に掲載されました。

## 紛争解決の調停をする民間型システム

【回答者】 境界問題相談センター

わかやまセンター長 片岡 聖佳

**質問** 土地の境界をめぐり隣人と言いが食い違って境界が確定せず悩んでいます。先日、知人に「境界問題相談センター」を紹介されましたが、どのような機関ですか。

**回答** 「境界問題相談センター」は全国各地にあり、土地境界に関する専門家の土地家屋調査士と、法律の専門家の弁護士が、チームで境界の問題を解決に導く機関です。

土地の境界に関する問題で、当事者同士の話し合いがうまくいかない場合に、仲介役として紛争解決の調停をする民間型ADR（裁判外紛争解決制度）システムとして機能しています。

裁判での争いに抵抗を感じる、裁判になると長期化が予想されるので早期解決を望みたい、あるいは、隣人関係を考えて話し合いで解決したいと考える方にはセンターを利用してもらうのが適切です。

土地の境界確認については、境界について合意できたとしても、合意した境界とは別の問題が生じてくることも考えられます。例えば、その土地の占有状況について、構築物や建築物が境界線上にある場合や、本来の境界とは違う場所にブロック塀などがあり、「境界＝土地の占有界」でないことなどがあります。

センターを利用してもらえば、そういった二次的な問題も話し合うことができますので、それぞれの実情に合った柔軟な解決が図られます。

また、センターは、申立人の味方になるのではなく、調停人である土地家屋調査士、弁護士が申立人と相手側の間に立ち、常に公平で中立の立場を守ります。手続きもすべて非公開で行われるため、プライバシーや内容の秘密が守られますので安心して相談していただけます。

問い合わせは同センターわかやま（☎073-428-0111）まで。



## 「地籍問題研究会 平成23年度第1回研究会」の報告

檀 浦 武

平成23年7月31日（日）に日経カンファレンスルーム（東京・大手町）で「地籍問題研究会 平成23年度第1回研究会」が開催されました。和歌山会からは、杉本会長と檀浦が参加しました。会場は全国からの参加者で席が足りなくなるほどの盛況でした。本研究会は二部構成になっており、プログラムは次のとおりです。

---

### ■講演の部

#### 【講演1】「表示登記制度から見た地籍図」

報告者 清水湛氏（弁護士・元広島高裁長官・元法務省民事局長）

#### 【講演2】「日本の地籍」

報告者 鮫島信行氏（社団法人農業土木事業協会専務理事）

### ■シンポジウムの部

#### 【シンポジウム1】『東日本大震災と測量』

座長 清水英範氏（東京大学大学院工学系研究科教授）

##### 「東日本大震災と地理空間情報」

報告者 大木章一氏（国土地理院企画部研究企画官）

##### 「復興測量支援協議会及び支援センターの取組み状況」

報告者 大瀧 茂 氏（日本測量協会測量技術センター管理部長）

#### 【シンポジウム2】『緊急報告～東日本大震災と登記・境界・地図』

座長 村田博史氏（京都産業大学大学院法務研究科教授）

##### 「東日本大震災への法務省・法務局の取組み」

報告者 西江昭博氏（法務省民事局民事第二課地図企画官）

##### 「土地と建物の震災被害による現状報告」

報告者 鈴木洋一氏（宮城県土地家屋調査士会業務部長）

##### 「日本土地家屋調査士会連合会における東日本大震災発生からの取組み」

報告者 國吉正和氏（東京土地家屋調査士会会長）

##### 「現場での取組み（滅失建物と土地移動の可視化）」

以上がプログラムですが、それぞれについてもう少し詳しく報告します。

1, 【講演1】「表示登記制度から見た地籍図」

(1) 登記制度と地籍図

沖縄における登記制度と地籍図、小笠原復帰（昭和43年6月26日）に伴う登記の回復と地籍図整備

(2) 表示登記制度と地籍図

土地台帳附属地図の機能、表示登記制度における地籍図の位置づけ、法14条地図としての具体的適格性

(3) 法14条地図の現状とその整備方策

2, 【講演2】「日本の地籍」

(1) 土地台帳から地籍へ

(2) 地籍整備の変遷

(3) 平成の地籍整備、六本木ヒルズ再開発計画

(4) 第159回国会小泉総理大臣施政方針演説

「土地の境界や権利関係を示す地籍の調査を集中的に実施します。」

（この発言を背景に平成16年度国土調査関係予算に都市再生街区基本調査100億円が計上された。）

(5) 都市再生街区基本調査

(6) 街区基準点の活用

(7) 第6次国土調査事業十箇年計画(平成22～31年度) 都市部官民境界基本調査

(8) 山林境界基本調査

3, 【シンポジウム1】「東日本大震災と地理空間情報」

(1) 電子基準点で観測された地殻変動

(2) 空中写真の緊急撮影

(3) 正射画像データ(オルソ画像)の提供

(4) 浸水範囲概況図等の作成

(5) 5mメッシュDEM及びデジタル標高地形図の作成

(6) 復旧の進捗を表す地図

(7) 基準点(電子基準点・三角点)の成果公表停止範囲

(推定歪量が2ppmを超えた地域で成果停止、電子基準点364点、三角点約38,000点)

(8) 余効変動

(9) 三角点の改測

(10) 地震に伴う公共測量の実施に関する対応

①地震前に実施した公共測量成果の取り扱い

・地震前に実施した公共測量成果を地震後に利用できる測量成果とするには、補正が必

要となる場合がある

- ・測量の種別、縮尺、必要な精度及び実施地域により補正方法が異なる。

## ②基本的な補正の方法

- ・公共基準点の改測

- ・既知点の座標値を地震後の座標値に置き換えて計算

(既知点の座標値が、地震後に改測、パラメータ補正等を行なっている場合に限る。  
測量計算のデータを保管していることが必要)

- ・座標補正パラメータによる補正

(一括して大量の座標を補正する場合。測量計算のデータを保管していない場合)

## ③基準点測量の実施はどうか。

「早急に基準点成果が必要な場合」

- ・電子基準点のみを既知点として、1級基準点測量を実施する。
- ・得られた成果をもとに2～4級の基準点測量を実施する。

「三角点成果及び地震の変動補正パラメータの公開まで待つことができる場合」

- ・測量を実施することは可能。
- ・測量を実施後、地震前の測量成果に基づいて計算を実施する。
- ・その後、三角点成果公開後に再計算又はパラメータ変換を実施する。

## 4, 【シンポジウム1】「復興測量支援協議会及び支援センターの取組み状況」

### (1) 復興測量支援協議会及び支援センターの取組み

- ・阪神淡路大震災、新潟中越地震における復興測量支援協議会の取組み
- ・復興測量支援協議会（東日本大震災復興測量支援協議会）の取組み
- ・支援センター（復興測量支援センター）の取組み

### (2) 復興に向けての動き

### (3) 今後の震災復興測量支援活動

## 5, 【シンポジウム2】「東日本大震災への法務省・法務局の取組み」

### (1) 土地家屋調査士等と連携した登記相談の実施

- ・法務局や避難所での登記相談。
- ・土地家屋調査士、司法書士が協力している。

### (2) 登録免許税及び登記手数料の免除措置

- ・登録免許税

平成33年3月31日までの間に登記を受けるもののうち被災した建物の建て替えにかかる登録免許税の免除

- ・登記手数料

平成33年3月31日までの間に被災建物及びその敷地あるいは新規に取得した建物及びその敷地の登記事項証明書の交付請求に関する手数料の免除（り災証明が必要）

### (3) 倒壊建物の職権による滅失の登記

- ・倒壊建物の滅失登記は、法務局で職権による滅失登記を実施する。
- ・滅失建物の調査は土地家調査士に委託する。

#### (4) 土地の境界の復元

- ・災害復旧における境界標識の保存について

災害復旧における境界標識の保存について

平成23年3月24日  
法務省

東北地方太平洋沖地震による被災地において、倒壊家屋等の撤去等の復旧作業が開始されているところですが、復旧作業に際しては、土地にコンクリート杭、金属鉋などが埋設されていないかどうか注意するようお願いします。

これらは、土地の境界を示す「境界標」であるかもしれません。

境界標は、たとえ地震により位置がずれていたとしても土地の境界を特定するために役立つもので、紛争の予防・解決にも重要な役割を果たします。今後の被災地の復興のために、可能な限りその保存が図られるよう配慮をお願いします。

境界標識のほか、塀・石垣の基礎部分や側溝なども土地の境界を特定するために役立つものですので、可能な限りこれらの保存についても、留意されるようお願いします。

- ・地殻変動による土地の移動
- ・パラメータ変換による地図の座標値修正

#### (5) 浸水・流出した閉鎖登記簿等の復元・回復

#### 6, 【シンポジウム2】「土地と建物の震災被害による現状報告」

- ・宮城県土地家屋調査士会会員 鈴木洋一氏による写真を中心にした現状報告
- ・津波の被害にあった沿岸部は、基本的な都市計画が決まらないと土地の境界復元が必要か判断できない。
- ・内陸部の不等移動箇所の特定は、現場の状況だけでは判断できない。
- ・被災住民の抱える諸問題の解決の見通しが立たないと、土地のほうに目が向かない。
- ・行政も同じで、あまりにも膨大な懸案があり土地については後回しになっている。

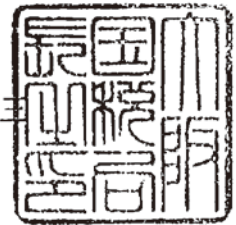
以上、「地籍問題研究会 平成23年度第1回研究会」の報告をいたします。



大局課一資(四)第18号  
平成23年11月11日

和歌山県土地家屋調査士会  
会長 杉本 哲也 様

大阪国税局長  
菅野 良 三



### 適正申告への協力方をお願い（依頼）

晩秋の候、貴職にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、税務行政につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当局では、納税者の皆様方の適正な申告と納税がなされるよう、各種広報・税務相談等を通じて正しい税知識の普及等に努めているところであります。

つきましては、当局の意図するところを御理解いただき、不動産取引に立ち会われる機会が多い貴会会員の皆様方から、不動産をお売りになられた方や贈与を受けられた方などに対して、正しい申告と納税を期限内に行うよう御助言いただくとともに、「確定申告書等作成コーナー」をはじめとする国税庁ホームページの利用を勧めさせていただきますよう、お願い申し上げます。

貴職におかれましては、今後とも傘下の会員の皆様方に対する御指導方をよろしくお願い申し上げます。



## 肥田 昭宏 事務所

Q1；おいくつですか？ 血液型・星座は？  
43歳です。A型・さそり座です。

Q2；この業界に入ってどのくらいですか？  
14年になります。

Q3；その前はどのようなお仕事をされていたのですか？  
銀行員をしていました。

Q4；田坂先生の事務所に入ったきっかけは？  
最初、大阪市内の土地家屋調査士事務所  
で補助者をしていたのですが、和歌山  
に帰ってきたいと思い、土地家屋調査士  
会に募集がないか問い合わせをした時、  
田坂先生が会長をされていて、田坂事務  
所に入ることになりました。

Q5；土地家屋調査士になってよかったです  
か？  
はい、土地家屋調査士でないと経験で  
きないことがたくさんあって、日々充実  
しています。

Q6；事務所の人数は何人ですか？  
私と補助者1名（妻）です。

Q7；正直儲かっていますか？  
儲かってないです。



Q8；ご家族の構成は？  
妻と二人です。

Q9；趣味は？ 休日のすごされ方は？  
読書、音楽鑑賞です。  
本はノンフィクションが好きです。  
好きなミュージシャンはスマッシング  
ペーパーズ・イン・ザ・パークです。

Q10；残り少ないですが今年はどうな年に  
したいですか？  
去年の12月に登録してからあつとい  
う間の一年でしたが、失敗したことも沢  
山あるので、よく反省して来年につなが  
るような年にしたいです。

お忙しいところ、ありがとうございました。

## 相続登記について私は思う

御坊支部 中島留吉

去る10月6日付朝日新聞に、異母兄弟姉妹の相続分は、嫡出子の相続分の2分の1としている民法の規定を、改正すべきであるとの記事が出ていた。高裁判決であるが、判決文の詳細は不明である。私はこのような相続の法定持分の割合について二通りを考える。

1つめは、前妻は死亡して、夫が親権者で、後妻が養育していたとか、又は面倒を見たケースのように、死亡によったケースは当然子としては平等の持分にすべきである。

2つめは離婚によって先妻が子を引取り養育した場合は、離婚の際条件があったはずである。この条件によって相続権がないことにした場合（公正証書又は判決）は、相続権は起きなくすることにできないか。

前記について、最近当事務所で数件あった。いずれも死後で相続できずまた訴訟まで起こすことに、ためらい放置している。

又当事務所で、年間に共同相続で相続人が20人以上あるケースが数件あり、これも放置する。今受理中の相続人は30人以上であり且つ外国籍の者あり、顔も知らない相続人があるという。この原因は本人は少数の相続人の時、手続きにかかったが、一人の者の行方不明の為放置したものである。現在、二代、三代の相続となっていて、最初よりも、それ以上に複雑としたものである。今回、家屋が倒壊の危険あり、隣人からも苦情があつて、やむなく相続人の一人が百数万円を出して、家屋を取り壊したが、敷地を相続しないと分筆その他登記はできず困っている。

このような複雑な事件が、最近、当事務所で非常に多くなっている。法的な扱いは規定上わかるが、内容は、その手続きとか費用は莫大なものになっている。表示登記、権利登記を扱う者はよくお分かりと思います。

外国籍の者との相続について、二世、三世の者には日本語が通じないので、その説明をすること自体が至難の業といえる。

かような相続にまつわる原行民法に追い討ちするかのような夫婦別姓まで唱えている。一昨日の相続事件で同姓同名同番地の者（共に生存中であつた）被相続人の相続登記あり閉鎖登記により取得事項で確認したものの、かような事件はうっかりすると間違つて相続することがでてくる。私はこのような事件が2回目である。

相続登記を放置していく事件が、最近多く出てきた。今後も続くが現行民法上やむを得ないが登記制度にも影響してくると思う。

その為異母兄弟が相続人となる場合は勿論、さまざまな複雑となるような者には、先ず生前に遺言で遺産分割の指定をするよう話をしている。

第一問題と思うことは、共同相続人は、法定相続分である権利のみ主張し、義務を果たさない事が原因であろうと思う。寄与制度もあるが、あまり利用していない。

民法の改正については、問題が多いと思いますので、広く実務家にも意見の収拾をお願いしたいと思う。

平成 23 年 10 月 13 日

## 世界最北限サンゴ群生地をお手軽に見ることができるツアー

新宮支部 池田 活吉

南紀の新しい魅力を紹介ということで、スノーケリングツアーについて紹介したいと思います。

和歌山県の南に位置する串本町の海は、本州で唯一サンゴの群生地を見ることができるだけでなく世界最北限サンゴ群生地があります。

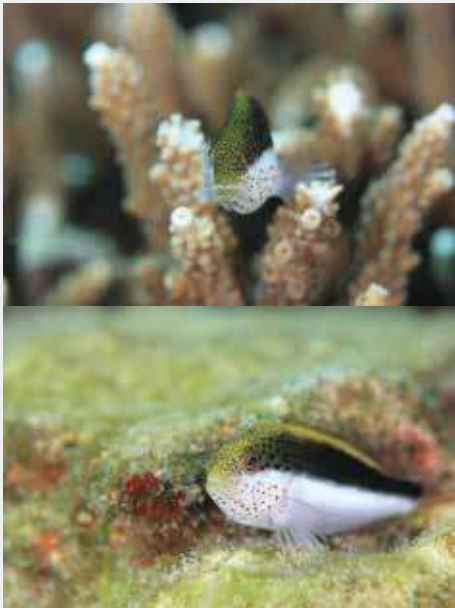
そして、このサンゴの群生地をお手軽に見ることができるスノーケリングツアーが色々と面白い体験方法を提供している古座観光協会が今年の7月から始まりました。

そこで、このスノーケリングツアーについて発案者でありインストラクターも務められる古座観光協会の山崎さんにお話を伺ってきました。

山崎さんは串本の海でスキューバダイビングのインストラクターとして長い間活躍してきたダイビング歴13年のベテランで、串本の海のすばらしさをもっとたくさんの人に体験してもらえたらと、誰でも簡単に体験ツアーができるスノーケリングで水中観察の楽しさを提供できるのではと始められたそうです。

そのため、古座観光協会ではお手軽にスノーケリングツアーに参加できるように水中マスクとスノーケルの他、ウエットスーツ、フィン、ライフジャケットなど、スノーケリングに必要なものを用意しているので、参加者は水着やタオルなどを用意するだけでスノーケリングツアーに参加することができます。

また、スノーケリングツアーを行う場所は、日本で最初に指定された串本海域公園





地区で、さらにラムサール条約（国際的に重要な湿地や浅瀬の保護と有効利用に関する条約）にも登録された海域にある串本海中公園近くの1～5mくらいのとても魅惑的な浅瀬の海で行います。

そのため、テーブルサンゴの群生地のほか様々な熱帯系、亜熱帯系の海の生き物が観察でき、スノーケリングツアーを体験された多くのかたが、陸上から見る海と海中とのギャップに驚きますと語っていました。

なお、スノーケリングツアーの詳細いことは古座観光協会HPでご確認をお願いします。



## 土地家屋調査士の将来

和歌山支部 知念章雄

私は補助者の経験も無く、人に勧められるまま土地家屋調査士の資格を取得し、土地家屋調査士事務所を開業しました。

先輩、同業の仲間そしてベテランの補助者等に助けられ、それほど苦勞もせず不動産の取引の活発な時代に仕事をしてきました。

しかし、十数年前から景気の低迷による不動産取引の激減で仕事の方は非常に厳しくなった。他府県では価格競争をして自分達で自分の首を絞めるようなことをしていると聞いています。幸い和歌山会はまだそこまできていないように思います。

今、我々は表示登記関係は土地家屋調査士の専門分野と自覚して一人一人が苦しくても、土地家屋調査士倫理綱領をよく理解して、この時、特に守る必要がきているように思います。

私が開業した時代は景気が良いだけでなく、先輩達は土地家屋調査士全体制度や生活等を守ろうと気概が感じられた。しかし今は、それが希薄になっているように感じ、土地家屋調査士制度の一つの大きな過渡期にきているように思います。

先輩達に恥じないように一人一人が考える時期に今、きているのではないのでしょうか。

## 研修会について

和歌山支部 鳶村 拓 滋

私が入会した平成13年当時と現在を比べると、研修会がびっくりするほど増えました。

これは、土地家屋調査士法改正により、研修が義務化されたことも大きな要因ではありますが、筆界特定制度の開始やADRセンターの開設、GPS測量やオンライン申請といったような我々を取り巻く業務環境が目まぐるしく変化してきたことが特に大きな要因であると思われます。

業務部関連主のものは、会員の皆さんに有益になるようにと委員会等の担当部署において頭をひねってもらって段取りしてもらっております。研修の方向性を決め、そのための講師をだれにするかを協議し、講師依頼、また研修会場の検討申し込み決定を経て初めて会員の皆様に開催通知を発送することとなります。

これまでの作業を完成させるにあたり、少なくとも3回ぐらいの会議を必要としますが、会議以外にも講師との折衝、資料の作成等に関し担当部署の方々には非常にお骨折りいただいているのが現状です。

特に講師を外部の方に依頼する場合は非常に神経を使います。高尚な肩書をお持ちの方、遠方からわざわざいらっしゃっていただける方など、今までも多くの方に講師をお願いしてきました。そういう時の主催者側は参加人数を非常に気にしてしまいます。講師のお出迎えからお帰り頂くまで極力失礼の無いように気を配りながら研修会を見守っています。お見送りが終わったとき、ようやくホッとしてドッと疲れがくるというのが毎回の研修会です。

現在も一つの研修会を仕上げるのに、担当役員の皆さんが一生懸命に活動して頂いております。それも会員の皆様に土地家屋調査士として最高の情報を入手していただこうと、ほぼボランティア状態で走り回って頂いている事実があって初めて成し得ているものであると感じています。

今後も調査士会主催の研修会が多数開催されると思います。これらの研修会を沢山受講頂いて会員の皆様が土地家屋調査士業務に生かして頂けることを切に願います。

## 旅先での遭遇

和歌山支部 山村 定司

ソウル市内を散策中、街角案内板で見つけ、行って来ました。

さて何て書いてあるのでしょうか？

その日は休日だったので中の様子が見えなくて、残念でした。

平成 23 年 5 月 1 日撮影



- ① ソウル中央地方法院(裁判所)
- ② 中部登記所
- ③ 商業登記所





## 台風 12 号被害 (平成 23 年 9 月 3 日) についての報告

新宮支部 本 館 尚 志

平成 23 年 9 月 3 日 (土曜日) 台風 12 号により、和歌山県紀南地方は甚大な被害を受けました。私の記憶では、雨は 9 月 1 日 (木曜) あたりから降り始め、雨の勢いはまったく衰えることないまま 9 月 3 日に至ったと記憶しています。

そして、9 月 3 日の夕方すぎから、さらに雨は激しさを増したものの普段から豪雨に慣れている新宮・勝浦の人間にとっては「まあ、ようけ降ってるけど大丈夫やろ」・・・と、おそらくほとんどの人間が状況を楽観視していたと思います。

ところが、その豪雨の勢いはまったく衰えることなく夜半過ぎになると、雨音は「ザーザー」という音ではなくなり、「ドォーっ！」というまるで滝の水が流れ落ちるような音に変化していました。

そんな状態が 1 時間・・・2 時間・・・と続き、デジタル放送から得られる周辺地域の「雨量情報」から、今回の雨が尋常でないことであることを察知しました。

その雨量情報も、途中から「計測不能」や「ゼロ」表示となり、何が起きているのかすらわからない状態 (後に、それは雨量計が増水により破壊された為に計測不能となったことが判明) 深夜 1 時を過ぎた頃には、雨戸を閉めた家の中で観ているテレビの音声が聞き取れないほどの音に変わっていました。

新宮市内では、お年寄りしか体験したことのない『熊野川の氾濫警報』が発令されました。

市内全域に「避難勧告」も発令、この頃にはすでに各所で浸水被害が発生していたようです。テレビや防災情報からの得られる情報では、『「今」何が起きているのか』のリアルタイムでの情報が、まったく把握できなかった為、インターネットによる情報交換により互いの安否や地域の情報を確認していました。

ただし、これは携帯電話が通じたり、停電していない地域のみで、後に本当に甚大な被害に襲われていた地域についての情報はまったく得ることができていないことがわかりました。

雨は、午前 4 時ごろにようやく納まり・・・

翌朝、日が昇ってから、連絡が途絶えている地域の親類の安否確認の為に外に出て撮った写真が以下のものです。

実際は、もっと凄惨な光景も目の当たりにしましたが、カメラを向けることができませんでした。

現在、約 3 ヶ月が経過し、町の主要箇所や道路は、ほぼ復旧が完了し被災していない地域では

以前と何も変わらない生活をしております。

ただし、被災された地域に一歩足を踏み入れると、まだまだ手付かずのままの被災家屋が残っていたり・・・と、完全復旧にはもう少し時間が必要なようです。

今回の被害で気付いたこと

災害後の連絡網を構築しておく必要がある！ということです。

幸い、今回は道路や通信などのライフラインが生き残っていたため、会員の安否確認は携帯電話により容易に行えましたが、もしこれらがダウンした場合、どのように安否を確認をするのかについて想定しておくべきではないでしょうか？

たとえば、各自が「無事」を支部長または事務局に報告するようにしておくようにしておけば、外部で会員の安否を心配する人たちが容易に安否確認ができるのではないのでしょうか？

そのようなことを含み、皆さんも今一度災害について、災害対策について、調査士会、家族、地域ぐるみで考えてみてはどうでしょうか？



9月22日、和歌山県土地家屋調査士会より支援物資が届く

9月4日撮影

11月27日撮影



『那智勝浦町天満地区』(大谷橋)



『那智勝浦町天満地区』(JR 紀勢本線・那智川橋)



『那智勝浦町井関地区』(源道橋付近)



『那智勝浦町井関地区』(源道橋付近)

9月4日撮影

11月27日撮影



『那智勝浦町井関地区』(源道橋付近)



『那智勝浦町井関地区』(源道橋付近)



『那智勝浦町井関地区』(井関駐在所付近) ※右奥建物が駐在所



『那智勝浦町井関地区』(井関保育所)

9月4日撮影

11月27日撮影



『那智勝浦町井関地区』（県道那智勝浦古座川線的那智川沿）



『那智勝浦町井関地区』（県道那智勝浦古座川線）



『那智勝浦町牧野野地区』（県道那智勝浦古座川線）



『那智勝浦町牧野野地区』（県道那智勝浦古座川線）

9月4日撮影

11月27日撮影



『那智勝浦町市野々地区』（那智川沿）



『那智勝浦町天満地区』 那智川下流域 （朱線部分まで浸水）



厚さ約20cmの汚泥が堆積（汚泥は水を含み粘土質のものであった）



役場の処理が間に合わず土砂の処理は各家庭で対応した。（この駐車場部分で約10トンの汚泥を処理）

9月4日撮影

11月27日撮影



『新宮市熊野川』

9月4日 撮影（山下義光会員撮影）



JR 紀勢線 那智川鉄橋



那智勝浦川関地区（国道42号線・汐入橋）



那智勝浦町市野々地区（市野々小学校と那智川）



那智勝浦町市野々地区（土石流）



那智勝浦町市野々地区（那智川に落ちた店舗）



# 岡田 治 誌上写真展



「ミストの中で」



「夏休み」



「歓声」



「風」



「早春」

# 近畿ブロック協議会ソフトボール大会 in 京都

平成 23 年 10 月 1 日 (京都府立 山城総合運動公園) 広報部



丸田近畿ブロック会長の始球式で開始！



小柳拓也 (和歌山支部)  
新メンバーとベテラン達のナイスコンビネーションで盛り上がりましたね。



本番に向けて  
トレーニングを積んできた  
キャプテン！  
感動をありがとう！！



千賀隆平 (和歌山支部)  
初めて参加して楽しかったです。  
来年も参加します。



鳥崎寛司 (和歌山支部)  
ソフトボール大会の際も大変お世話になり、ありがとうございました。  
初参加でしたが、気さくな先輩方と一緒にできたので  
楽しい一日でした。次回も是非参加させてください。



松本光弘 (和歌山支部)  
今年入会の松本です。  
初参加で皆さんの足を引っ張ってしまわないかヒヤヒヤの参加でした。  
来年はもう少し活躍できるように頑張りたいと思います。

布居誠（和歌山支部）  
 正直体力的に限界でした。  
 来年は優勝めざして頑張りたいと思  
 います。  
 皆様ご苦勞様でした。



新谷元基（御坊支部）  
 一致団結して来年こそ優勝  
 めざしましょう。



もう世代交代の時期か・・・



和田武志（御坊支部）  
 新戦力も加わって『王座奪還』を目指した今大会でしたが、事  
 前に練習をしなかった（台風のせいですが・・・）ためか4位  
 という残念な結果に終わりました。  
 我がチームは某関西の球団のように、世代交代の過渡期なのか  
 もしれません。  
 個人的にはますます満足のいく大会でした。  
 来年もレギュラーに居座るぞっ！



木下彰（和歌山支部）  
 毎年、大会に参加させてもらってますが、  
 参加するたびに、こんな筈では？と反省しつ  
 つ、来年こそ頑張るぞと、試合後の楽しい（勝  
 負に関係なく）お酒を頂けて、よかったです。

山村定司（和歌山支部）  
 おっさん、健在なり！  
 往年の全盛期（？）からすると衰えは否定し  
 ませんが、“あっ”と驚くようなプレーは、お  
 見せできたと思っています。



他会の方からは、台風12号による被災地を心配してくださる暖かい言葉を掛けていただきました。  
 大江さん、来年は、参加してね。服部財務部長、ご苦勞様でした。

畠村拓滋（和歌山支部）  
山村さん、まだまだ現役イケるやん！！



新谷さん、ピッチャー  
やってもムキになったらあかんわっ！！

西端俊彦（田辺支部）



なかなか打てない  
ものでした。  
守備は負けませ  
んが！



若い会員を見て、もう  
新人じゃないことに、  
今頃気づきました。

栗山晴年（和歌山支部）  
今年は、足の調子もバッチリ！  
でも結果は・・・



服部正（有田支部）（財務部長）



練習しなかつ  
たため結果  
が付いてこ  
なかつたの  
でしょうか？



しかし、間違  
いなく部費節  
約には貢献し  
てもらいま  
した。。

杉本哲也（和歌山支部）（会長）  
3打数1安打！  
これで良しとしてもらいま  
しょう～



結果は、残念でしたが、みなさん、ご苦労様でした。

## 第11回 和歌浦ベイマラソン with ジャズ

広報部

平成 23 年 10 月 23 日 快晴。

JAZZ マラソンこと「和歌浦ベイマラソン with ジャズ」も、今年で第 11 回目を迎えました。



調査士会で参加して、今年で 4 回目になります。

今年も調査士会から、走りに自信のある？限界を知らない？仲間たちが、エントリーしてくれました。

昨年は、調査士会からの参加者が少なく、寂しかったのですが、今年は補助者や会員家族の方々の参加もあり、にぎやかな顔ぶれとなりました。

最初の組が、朝 9 時 30 分スタート（各距離に応じてスタート時間が違います）ということから、9 時までにマリーナシティに集合しました。

特製 T シャツを身にまとい、広報活動の兼ねた？マラソンランナーが今年もやってくれます。さて、皆さんの結果はどうだったのでしょうか？



参加者の御紹介をします。

秋月会員（和歌山支部）は、今年もハーフマラソンに参加です。

10 km距離以下は、マリーナシティからスタートし、マリーナシティに帰ってくるコース設定ですが、ハーフマラソンは、スタート地点が離れた和歌浦港よりスタートで、マリーナシティに帰ってくるコースなのです。

朝一番ではお会いできなくてすいません。

10 kmは、和田会員（御坊支部）、角会員（御坊支部）、本館会員（新宮支部）、中島事務所（御坊支部）の補助者の小畑さん、海谷事務所（御坊支部）の補助者の森本さんが参加しました。

5 kmは、山村会員（和歌山支部）が参加。

2 kmは、稲垣会員（御坊支部）の御家族、本館会員（新宮支部）の御家族が参加。本館さんは、10 kmと2 kmと両方に走りました。

応援団は、杉本会長と木下副会長と広報部西端です。



まだまだ最初！余裕の二人（角会員と森本さん）です。ゆっくりなんですけど・・・

調子良く飛び出したのは、和田会員です。がんばるぞー！



本館会員も、最初は余裕を見せて・・・

なんと最初にゴールに入ったのは、小畑さんでした。





ここで、ハーフマラソンの秋月会員が、ゴールにやってきました。昨年より好タイム！

本館会員、家族と共に2回目の登場。元気です！



稲垣会員チームもやってきました。



山村会員もやってきました。5 kmはスタート時間が遅かったため、皆さんより後に登場です。

今年のTシャツデザインは、角会員のデザインです。かっこいい～。



Tシャツのデザインも見せながらもう一度、ポーズ!!



スタート地点で記念撮影

参加して頂いた皆様、応援に来て頂いた皆様、ご苦労様でした。今回の、ジャズマラソンは、一般や企業から支援頂いた金額を東日本大震災の義援金として送ったようです。

このような、社会貢献及び広報活動を調査士会は、広報部を中心に続けて行きたいと考えています。

選手の順位、結果については、和歌浦ベイマラソン with ジャズのホームページをご覧ください。



## 近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会

広報部

平成 23 年 10 月 13 日に奈良県天理市において、近畿ブロック協議会親睦ゴルフ大会が開催されました。

前日は、奈良ロイヤルホテルにて前夜祭が行われ楽しい一時を過ごしました。



盛大に前夜祭が開催されました



翌日のプレーに影響が出ないようにほどほどに ^^

今年は、天理市の八重桜カントリークラブで大会が開催されました。このコースは、距離が長く、フェアウェイがとても広く、ダイナミックなプレーが出来るコースでした。当日は、小雨が降りましたが、とても管理の行き届いたコースだったのでとても満足できました。



(どうやらこの中に「雨男」がいるようです。)



前大会で優勝した杉本会長は、今回も好成績の3位でした。おめでとうございます！！

## ■■■■ 報告 ■■■■

### 和歌山県土地家屋調査士政治連盟平成 23 年定時大会

日 時 平成 23 年 5 月 27 日  
会 場 ホテルアバローム紀の国  
出席者 49 名

### 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会第 26 回通常総会

日 時 平成 23 年 5 月 27 日  
会 場 ホテルアバローム紀の国  
出席者 81 名



### 和歌山県土地家屋調査士会平成 23 年定時総会

日 時 平成 23 年 5 月 27 日  
会 場 ホテルアバローム紀の国  
出席者 106 名



## 被表彰者名簿

(敬称略)

会長表彰	橋 爪 紀 和 (和歌山支部)
	岡 田 治 (田辺支部)
	勘 代 康 範 (田辺支部)
	志 波 正 歳 (田辺支部)
和歌山地方法務局長表彰	稲 垣 崇 (御坊支部)
	北 山 佳 史 (橋本支部)
近プロ会長表彰	東 徹 奎 (和歌山支部)
	知 念 章 雄 (和歌山支部)
連合会長表彰	大河内 泰 明 (和歌山支部)
	那 須 敬 人 (田辺支部)
管区局長表彰	川 口 吉 雄 (岩出支部)
	井 関 圭 司 (御坊支部)



## 筆界鑑定委員会 研修会報告

和歌山県筆界鑑定委員会

昨年に引き続き、法務研究「筆界の認定をめぐる諸問題」芝井克英、法務総合研究所を教材としての日常業務の中での筆界の認定手法等の研修を実施した。

具体的には、グループ研修とし、事前に委員会から示された課題について予習をし、その学習成果をグループ内で意見交換するという方法で実施した。この研修方法は先輩後輩の分け隔てなく「受講者自身が先生であり、生徒である」というメリットを最大限活かした研修であり、昨年に引き続き受講者からは好評を得ている人気シリーズの一つである。

### 【 今回の課題テーマと研修 】

#### 1 課 題

— 登記事務処理における筆界の認定 —

法務研究「筆界の認定をめぐる諸問題 第6編第3章」

芝井克英 法務総合研究所

#### 2 研修項目

(1) グループによる意見交換



(2) 意見発表



(3) 研修の講評と解説

改正の講評と登記官の实地調査について

近畿ブロック境界鑑定委員長

大阪会 西田 寛



### 3 講義の要旨

グループを4班に分け、課題である「筆界の認定をめぐる諸問題 第5編第3章」の任意項目を各グループで自由選択をしてもらい、第1班では「立会証明書の機能」、「調査士としての筆界確認の重要性について」、第2班では「境界標識設置の重要性を紛争予防について」、第3班では「筆界確認書の添付とその意義について」、第4班では「境界明示と公物管理界について」について意見交換され、代表者による発表がされた。

今回は10/1からスタートする全面改正された不動産表示登記事務取扱基準への対応についても参加者の多くが興味を持ち、その意見が活発に交換され、円滑な登記事務処理が期待された。

西田寛講師からも、民事月報23.5「表示に関する登記における実地調査に関する指針の改定について」を参考とし、以下のような概要説明がされた。

- ・登記官には不動産の物理的な状況についての実地調査を行う権限が認められている（不登法29、規則93）
- ・登記平成18年の「表示に関する登記における実地調査に関する指針」（民二課長通知）を改定する。その改定指針の概要は
  - ①資格者代理人による調査報告書が添付されていることのみをもって、実地調査を省略することのないよう
  - ②実地調査を省略の場合は理由書を提出し、かつ登記調査で監査する。
  - ③登記官が総合的に検討した結果、申請の内容が真正であると判断できる場合に限って実地調査を要しない。

というものである。

- ・背景としての要因

「国の行政機関の定員の削減と、登記所適正配置と統廃合」があり、更に地図整備と筆界特定制度の強化が背景にある。

### 4 研修会日

平成23年8月27日（土） 13:00から17:30

和歌山県土地家屋調査士会館

## アンケート結果

#### 1・今回の研修方法について

有意義・・・30人

@時代の推移と今後のあり方を見守る必要を感じた。

@講義を聞くだけなら、事前に勉強することは少ないが、グループ研修だと予習するので意義があり頭に入る。

無意味・・・0人

（理由を書いて下さい）

#### 2・研修内容について

良かった・・・30人

@意見交換を会員相互で行うことで、問題点の見つめ方の参考になった。

良くない・・・0人

(理由或いは必要と思う研修内容を書いて下さい)

3・その他に御意見があればお書き下さい

@時代の変動と法規の性質について研究したい。

@初めてグループ研修会に参加しました。これからも参加したいと思いました。

@意見を述べる場として適している。

@不動産登記事務取扱基準改正案と当該改正が調査士に与える影響について知ることができた。筆界の判断基準について不登法に明文化されている部分を知ることができた。地籍調査で立会不調となったケースであってもいくつかの点に注意して粘り強く交渉すれば合意を得られる場合は少なくないことが分かった。

@自分の知識の再認識等が出来たので本当に良かったです。

@たまに境界確認の基本に立ちかえり、初心を思い出すことも必要だと感じました。

@班分けは、支部バラバラの方がよいのでは？

@取り扱い基準について調査士として非常に不満な点が多いです。

@研修会を終えて

基準改正に伴う要旨の内容からして改正後の登記事務処理にあって登記完了日までの日数が今迄以上に遅くなる事が懸念されます。

会として法務局との対応を御願います。

@継続するべき

@調査士制度が出来て60年。これから先の50年後の調査士制度はどうなって行くのか。今の調査士がこれからの制度に責任を持ち改革を行わなければならない。

以上、平成23年度和歌山会境界鑑定・筆界特定研修会参加者30名(参加者全員がアンケートに回答というのも珍しい?)をまとめました。

忠実にアンケート結果を写したつもりですが、誤字脱字等ありましたらご容赦下さい。

平成23年8月28日

## 役員研修会

平成 23 年 9 月 10 日、和歌山県土地家屋調査士会館 4 階会議室において、役員研修会が行われました。

役員研修会とは、土地家屋調査士としての責任と資質の向上を深めるため、更には会の運営にどのようにかかわっていけばいいのかをも含め考えるために行われる研修会です。

内容としましては前半に社団法人和歌山青年会議所より玉置佳睦様、藤井郁久様を講師に迎え「ロバート議事法に則った議事の進め方について」を講義していただきました。

研修会では、理事長役や副理事長役といった配役を行い模擬理事会を開き、台本を読みながら「ロバート議事法」に則り会議を進めていきました。



後半は、日本土地家屋調査士会連合会より志野忠司副会長が「倫理と役員心得」について講義していただきました。



役員の皆様は、この研修の成果を活かしてより一層、会の運営に協力をお願いします。

## 台風 12 号の被災地域へ救援物資を届ける

和歌山県土地家屋調査士会から台風 12 号で大きな被害のあった和歌山県南部の新宮市と那智勝浦町に救援物資を届けました。

日本土地家屋調査士会連合会から送られてきた救援物資に和歌山県土地家屋調査士会からの救援物資を合わせて、長ボテの 2 トントラックに積み込み、9 月 22 日に片岡会員と小柳会員の運転により那智勝浦町役場に午後 3 時 50 分到着、新宮支部の会員と協力して、新宮市役所と那智勝浦町役場に救援物資を届けました。



那智勝浦町役場



新宮市役所



## オンライン申請研修会

オンライン申請促進委員会

登記・供託オンライン申請システム研修会をオンライン申請促進委員会により9月27日に田辺市のBig・U和歌山県立情報交流センターと和歌山市の和歌山県土地家屋調査士会館の2会場で開催されました。



田辺会場の様子

オンライン申請促進委員会のオンライン申請の方法の研修も4回目となり、今回は、研修参加者の希望に沿った研修となるように事前にアンケートの募集を行ないました。

その結果、新たにオンライン申請を導入するための研修を希望する回答と、前回までに行われなかった図面の電子化と電子署名の方法など、今までのオンライン申請の研修から一歩進んだより完全なオンライン申請を目指した研修を希望する回答が多く寄せられました。アンケートにご協力ありがとうございました。



電子化方法や、電子署名は実演しました。

そのため、今回の研修では、初めにオンライン申請のためのパソコンの設定に関する研修を行い、次にオンライン申請で同時に送信する添付書類（住民票の写し、印鑑証明書、建物所有権証明書、筆界確認書、調査報告書等）の中の調査報告書をアドビのPDF作成ソフトでPDFファイルに作成する方法及び建物図面等をTIFF形式の電子化ファイルにする方法と、作成した電子化したファイルに電子署名を行う研修を行いました。

研修会参加ありがとうございました。

## 不動産表示登記事務取扱基準の全部改正の説明会

広報部

表題のとおり、不動産の表示に関する登記事務を適正かつ円滑に処理するため、標記基準が平成23年10月1日から施行されることとなり、これについての説明会が和歌山地方法務局及び各支局の範囲において開催されました。



田辺会場

改正の主なポイントは、筆界確認書の取扱い、残地分筆登記の取扱いの変更、不動産登記規則の一部改正に伴う文言及び引用条文の訂正、農地法の一部改正、法定添付情報以外の提供を求めない改正の五つで、これらの取扱いについての説明会でした。

## 境界問題相談センターわかやま・法務局筆界特定室共同広報活動報告

境界問題相談センターわかやま センター長 片岡 聖佳

毎年恒例となっている「おどるんや紀州よさこいまつり」でのブース出展での広報活動が平成23年8月7日の日曜日、和歌山城公園西の丸広場にて行いました。

今年も「おどるんや紀州よさこいまつり」は3日間で、県内外からのべ30万人を超える人手で、まさしく和歌山県最大規模の祭りとなっています。

今年是全国初?の試みで、法務局筆界特定室と共同で広報タオルを制作し、広報活動を行いました。最近はめっきり少なくなった、法務局職員との交流ですが、この日はうだる暑さの中、約5時間ほど共同で汗を流し、業務以外で本当に人間性を感じさせられる交流および活動となったことが、参加頂いた会員にとってはいい経験となりました。

広報活動内容は、広く市民に知って頂くが最優先とし、一昨年まで配布をしていたうちわを片面ずつそれぞれとし、うちわ2200枚とネーム入りカラータオル3色を合計700枚という一昨年を超える枚数で配布しました。

また法務局と共同で行うことで、タオルの両端とうちわの片面ずつにそれぞれ「筆界特定制度」と「境界問題相談センターわかやま」の文字を入れたため、予算的に配布するタオルとうちわの枚数も増え、より広く市民の方々に配布することができました。

その時の写真を掲載していますが、どうです会員の皆さん。写真に写っている法務局職員の方々、お手伝い頂いた会員の顔。本当にいい顔してますね～。



お手伝い頂いた、杉本会長、秋月会員、相原会員、宮井会員、肥田会員、本当にありがとうございました。

## 岩出支部親睦旅行

6/17(金)～6/18(土)九州熊本1泊2日旅行

岩出支部長 阪田英司

岩出支部会員9名が参加して、2年に一度の親睦旅行へ。

3月12日に、九州新幹線が全線開通し、新大阪駅から熊本駅まで最速で2時間59分となったこともあって、今回は、新幹線「さくら」に乗って、熊本へ♪

熊本といえば、熊本城！！



さすがに、日本3大名城のひとつといわれる熊本城。迫力が違います。



熊本城といえば、「石垣」！！登っている内に、引っくり返って落ちてしまう。「武者返し」という石垣が特に有名なんだとか。



大天守・小天守を背景に記念写真

その日の夕食は、有名人が多数訪れるという「むつ五郎」で馬刺しを堪能♪  
壁には、有名人のサイン色紙がギッシリ！！



絶品です♪

2日目は、石橋めぐりを楽しみました。



**通潤橋**

これでは解らないですが、  
日本最大の水を通す石橋・・・  
なんだそうです。



**霊台橋**

石橋の単一アーチ橋としては、日本最大級。



**二俣五橋**

双子の石橋からなる珍しい眼鏡橋。

その後、熊本駅から再び「さくら」に乗って、帰路へ。

思い出いっぱい、お腹いっぱいの1泊2日の九州熊本旅行でした。  
さて、2年後はどこに行こうかな。

## 台風 12 号被害に係る「法務局特設相談所」

田辺支部長 川口周作

台風 12 号の被災者に対する支援策の一環として、被災者からの登記相談等に対応する「法務局特設相談所」の開設に伴って和歌山地方法務局より派遣の要請があり、11 月 20 日（日）田辺市本宮町へ行ってきました。（田辺市内であります、和歌山市へ行くのと同じくらい時間が掛かります）

開設場所は田辺市役所本宮行政局で、相談開始前に市役所担当者より被災状況の写真及びビデオを見せてもらい、改めて被害の甚大さを垣間見ました。

午前中は休む間があまり無く相談者が続けて訪れ、午後は 3 件でした。土砂崩れ等に伴う被災地は、原状回復に時間が掛かりそうで、約 3 ヶ月経過した今現在、相談内容で直接土地家屋調査士業務に関連した件はありませんでした。

以上

平成 23 年 11 月 21 日



## 和歌山支部親睦旅行

11月3日（文化の日）の和歌山支部の日帰り親睦旅行

和歌山支部親睦委員 三宅正廣

年々参加人数が減ってきており一抹の不安がありましたが、32名（定員40名）の方が参加下さいました。

朝7時に出発し2時間半程で予定地の「伊賀流忍者博物館」を見学  
つづいて「忍者ショーの実演」では、真剣による試し切り、手裏剣の実演等 子供さんだけでなく大人も楽しめました。

「昼食」 松阪牛のすき焼 早、もうない！

午後から 伊勢神宮参拝後、隣のおかげ横丁 散策

おかげ横丁の建物が、なんとも言いようのない独特のムードがあり、一瞬別世界に居る様な錯覚さえ受けました。

又、人通りも絶えず、色々な店が並び、活気に満ちており、通りの中程には、赤福の本店が有り、皆さんお土産に買い求めて居られました。

今回の親睦旅行は、何時も参加に協力して頂いて居るメンバー以外に、中年グループの方が、何時もより多く参加して頂き、バスの中でもその一画は、特に会話が弾み、ビールも飲み、結構皆さん楽しんでいました。

只、残念なのは、若手グループの方々の参加がなかった事です。  
今後の課題と成りました。





# 各種義援金等の金額報告

記

東日本大震災 義援金 2,070,447 円（個人義援金+調査士会）

台風 12 号被害 義援金 522,000 円

ご協力ありがとうございました。

## 事務局だより

### 【事務所移動】

**肥田昭宏**（和歌山支部）平成23年 1 月26日変更

〒640-8425

和歌山市松江北 3 丁目 3 番15号

TEL (073) 452-2144 FAX (073) 452-2144

**前田一生**（有田支部）平成23年12月12日変更

〒643-0005

有田郡湯浅町大字栖原909番地 1

TEL (0737) 23-7836 FAX (0737) 23-7837



# 新 入 会 員 紹 介

## 鳥 崎 寛 司

和歌山支部

平成23年1月11日入会

測量会社に勤務していたこともあり土地家屋調査士を志すようになりました。実務は大阪の調査士事務所で修行し学ばせていただきましたが、やはり地元に戻って開業したいと考えていましたので、和歌山会に入会させていただきました。

泉州地域と和歌山では慣習も異なるようで、日々勉強しながら励んでいます。

若輩者ですが、精一杯努力し地元に貢献しますので、先輩方のご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

(事務所) 〒640-8112 和歌山市南材木丁一丁目20番地  
TEL 073-488-7907 FAX 073-488-7917



## 松 本 光 弘

和歌山支部

平成23年2月1日入会

平成23年2月に入会させていただいた松本です。

調査士補助者の経験はなく、司法書士補助者の経験が数年あるのみですが、一日でも早く先輩方に肩を並べられる調査士になれる様努力していく所存でありますので、皆様の御指導よろしくお願い致します。

(事務所) 〒640-8145 和歌山市岡山丁26番地 泉ビル1F  
TEL 073-426-2102 FAX 073-426-2103



# 千賀隆平

和歌山支部

平成23年4月11日入会

思いますので、これからも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願  
い申し上げます。

(事務所) 〒640-8142 和歌山市三番丁63番地

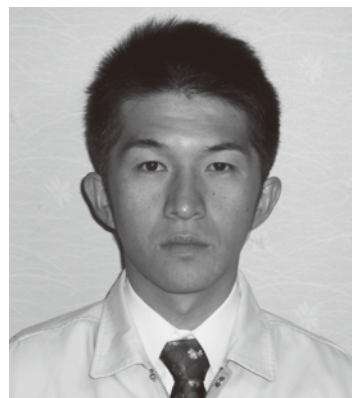
TEL 073-432-3518 FAX 073-432-2460

平成23年4月に入会させて頂きました千賀隆平です。

毎日が勉強の日々で、たくさんの先輩方に助けて頂いて  
います。

初志貫徹の決意で、日々、技術や知識の向上を怠ること  
なく、父のような地域の皆様に信頼される調査士になれる  
よう努力していく所存です。

皆様のお力をお借りしながら  
精一杯頑張っていきたいと





# 原稿大募集 !!

- ☆ 会員、読者からの投稿を募ります  
(会員以外も歓迎)
- ☆ 直接、業務、会務に関しない事でも  
歓迎します
- ☆ 最終的な採否は広報部にお任せ下さい
- ☆ 原稿は返却しませんので控えをおとり  
下さい
- ☆ メール、FAX、郵便、持参  
どんな方法でも結構です

広報部



当会ホームページも  
ぜひご覧ください。

<http://wacho.jp>

**会報 わかやま 第68号**

**発行日** 平成24年1月

**発行所** 和歌山県土地家屋調査士会  
☎ 640-8144

和歌山市四番丁7番地  
TEL (073) 421-1311  
FAX (073) 436-8101

**発行者** 会長 杉本哲也

**印刷** 白光印刷株式会社  
TEL (073) 446-8880  
FAX (073) 446-8881

## 新刊書籍のご案内

事務所運営と合理的な報酬のあり方を考えるための実用書。



# ガイダンス 土地家屋調査士報酬

CD-ROM付

鈴木 修・佐川祐介・吉崎英司・岩倉弘和・餅田慎治 著  
A5判 定価5,460円(税込) 平成23年11月刊 ISBN978-4-8178-3964-0

- 土地家屋調査士と依頼者の双方が納得できる報酬を算定するための、原価計算の基本から報酬算定の根拠までを詳しく解説しています。
- 主要事件別の報酬算定の根拠とその考え方及び注意点を、Q&Aでわかりやすく説明しています。
- 依頼者への対応の方法も紹介しています。
- 報酬算定に参考となる、各種統計等の資料も収録しています。
- 付属のCD-ROMでは、原価のシミュレーションや、それを踏まえた見積書や請求書・領収書を作成でき、事件管理も行えます。

日調連オンライン登記推進室メンバーを中心とした有志によるQ&A集。

【日本土地家屋調査士会連合会会長推薦！】



## Q&A 表示登記オンライン申請の実務

表示登記オンライン申請実務研究会 編著  
A5判 定価3,570円(税込) 平成23年11月刊 ISBN978-4-8178-3959-6

- オンライン申請を利用する際の疑問点、留意点等をQ&A形式でわかりやすくまとめました。
- 幅広いレベルの方に有用な実務解説書です。
- 画像を参照しながら、方法を順に沿って解説しています。
- Q&Aとは別に、申請用総合ソフトの便利な利用方法等をワンポイントとして収録しています。

正確な添付情報作成に役立つ「土地家屋調査士のための」実務解説書。



## 表示登記添付情報作成の実務 地積測量図・調査報告情報

國吉正和 監修 内野篤 著  
B5判 定価2,940円(税込) 平成23年11月刊 ISBN978-4-8178-3956-5

- 業務の流れを、「資料収集～現地調査～立会～筆界の特定」といった実作業に沿って、簡潔かつ具体的に解説しています。
- 具体的な測量図面（2色刷）を掲げて、地積測量図作成の方法を解説しています。
- 調査報告情報の記載方法についても、実書面上でわかりやすく解説しています。
- 震災後の実務についての通達・留意点等に関しても言及しています。

実務に即した文例で、間違いやすいポイントがすぐ分かる。

## これだけは知っておきたい 公用文の書き方・用字用語例集

渡辺秀喜 著  
B5判 定価2,415円(税込) 平成23年10月刊 ISBN978-4-8178-3958-9

- 法令の改正や通達等の起案を担当してきた著者の経験から生まれた一冊です。
- 実務に即した文例で、読みやすい文書を作るポイントが、よく分かります。
- 用字用語例集（類似語を含む。）は、約7500語を掲載しています。
- 項目が細分化されているので、知りたい・間違いやすいポイントをすぐ見つけることができます。
- 巻末資料として、外来語・外国語の取扱い用例集、改訂常用漢字表も掲載しています。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 詳しい情報は当社ホームページで！  
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>

ビジネス環境をサポートします

**Nikon**  **Trimble** 測量・測定機システム

**SOKKIA** 測量システム

 **アイサンテクノロジー株式会社** 測量CADシステム

ジェノバ  
**JENOBA**  
高精度位置情報サービス

VR5配信サービス取次店

**Canon** **KONICA MINOLTA** **O A 機器**



株式会社リプロ



株式会社コノエ測器

コピーサービス/図面入出力サービス



 **KISHI**  
株式会社 貴志

本社/和歌山市橋丁34 (市駅南200m)

TEL 073-431-5131 / FAX 073-432-5677

橋本営業所/橋本市市脇4丁目

TEL 0736-39-2100 / FAX 0736-39-2101

ホームページ <http://www.kishi-ltd.co.jp>

国際品質保証ISO9001認証取得

和歌山県教育委員会・和歌山県PTA 連合会協賛

わかやま  ミュージアム

和歌山県内小学校の4・5・6年生、約30,000人に無料配布しています。  
同時に、そのご家庭、約24,000世帯100,000人に届きます。

■広告についてのお問い合わせは

**白光印刷株式会社**  
情報出版事業部

〒641-0062 和歌山市雑賀崎2021-3

TEL. **073-446-8880** FAX. **073-446-8881**

E-mail [tanken@hakkouprint.com](mailto:tanken@hakkouprint.com)

URL <http://www.hakkouprint.com/>





法律に定められた不動産登記に必要な土地・建物の調査・測量  
及び表示登記申請業務は「土地家屋調査士」が行います。

## 土地家屋調査士の業務内容

**【土地関係】** 土地の調査・測量  
分筆の登記  
地積更正の登記  
合筆の登記  
表示の登記  
地目変更の登記  
地図訂正の申出等

.....

**【建物関係】** 建物の調査・測量  
新築（表示）の登記  
増築の登記  
取りこわし（滅失）の登記  
種類変更の登記  
分割、合併の登記  
区分建物、建物区分の登記等

★詳細は和歌山県土地家屋調査士会事務局でお聞き下さい。

住 所 和歌山市四番丁7番地

電 話 073-421-1311

F A X 073-436-8101

E-mail wacho@chive.ocn.ne.jp

U R L <http://wacho.jp/>